

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程の一部を改正する訓令
議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和41年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 併任職員が処理すべき事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会事務局長である併任職員の所管に係る財産の取得、管理、用途廃止及び処分に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(議会事務局長専決事項)</p> <p>第5条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れ</u>に関すること。</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) 第1号、第3号、<u>第12号及び第16号</u>に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為に関すること。</p> <p>(19) 第8号及び<u>第15号</u>に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(議会事務局総務課総括課長専決事項)</p> <p>第6条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局総務課総括課長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 併任職員が処理すべき事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会事務局長である併任職員の所管に係る財産の取得、管理、用途廃止、<u>処分及び交換</u>に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(議会事務局長専決事項)</p> <p>第5条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円以上の普通財産の交換に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 寄附の受入れに関すること。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 第1号、第3号、<u>第13号及び第17号</u>に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為に関すること。</p> <p>(20) 第8号及び<u>第16号</u>に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(議会事務局総務課総括課長専決事項)</p> <p>第6条 併任職員が処理すべき事務について議会事務局総務課総括課長である併任職員の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 第3号、第4号、第10号、前号及び第23号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）に関すること。

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(1)～(6) [略]

(7) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の普通財産の交換に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 第3号、第4号、第11号、前号及び第24号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）に関すること。

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。